

船舶事故調査報告書

平成30年7月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成30年3月14日 08時00分ごろ～09時55分ごろの間）
発生場所	不明（鹿児島県奄美市前肥田海岸沖～同市瀬方埼付近の海岸）
事故の概要	漁船ひかりは、刺し網を揚収して漂泊中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	平成30年3月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ひかり、0.4トン KG3-36729（漁船登録番号）、個人所有 4.40m (Lr) × 1.39m × 0.60m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、平成26年7月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年4月9日 免許証交付日 平成29年3月6日 (平成34年4月8日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東～東、風速 約5.2～5.6m/s、 視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、水温 約20℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網漁を行う目的で、平成30年3月14日08時00分ごろ、船長が「前肥田海岸沖の係留場所」（以下「本件係留場所」という。）で乗船しているところを付近の住民に認められた。 近所の漁師（以下「本件漁師」という。）は、09時10分ごろ前肥田海岸で投網を始めたとき、奄美市の養殖施設沖にいる本船を視認し、その後、瀬方埼付近の海岸近くに流されている様子を見て不審に

	<p>思い、同海岸に向かったところ、０９時５５分ごろ本船が同海岸に無人で漂着していることを認め、一緒にいた友人が警察に通報した。</p> <p>海上保安庁は、警察からの通報を受けて航空機及び巡視船を出動させ、船長の捜索に当たった。</p> <p>船長は、１０時５０分ごろ、前肥田海岸から約３０ｍ沖において、うつ伏せで浮いているところを発見され、到着した消防団員に救助されたが、心肺停止の状態であり、救急車で病院に搬送された後、１２時２３分ごろ死亡が確認され、死因は溺水と診断された。</p> <p>本船は、その後、陸揚げされた。</p> <p>(付図１ 事故発生場所概略図、写真１ 本船、写真２ 本件係留場所、写真３ 前肥田海岸、写真４ 瀬方埼付近 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、瀬方埼付近の海岸で発見された際、船外機をチルトアップした状態で、船内には、刺し網が置かれ、長靴の片方、包丁及び数匹の魚があり、救命胴衣が中央の物入れにあった。</p> <p>本船は、他船と衝突したような痕跡がなかった。</p> <p>親族によれば、船長は、ふだん、０８時３０分ごろ本件係留場所を出発し、前日に仕掛けた刺し網を揚げて、１０時３０分ごろ本件係留場所で船外機をチルトアップして係留索の先端のフックを本件係留場所のロープに掛けた後、包丁で魚をさばいてから、本船を降りていた。</p> <p>本件漁師は、養殖施設沖で漂流している本船を見た際、本船が離れた場所であったので本船に人がいるかどうか分からなかった。</p> <p>船長は、前肥田海岸沖で発見された際、長袖のシャツ及びジャージのズボンを着用しており、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長の携帯電話は、自宅にあった。</p> <p>船長は、約２０年間刺し網漁を行っており、経験が豊富であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、０８時００分ごろ本件係留場所で船長が乗船した後、０９時５５分ごろ瀬方埼付近の海岸に無人で漂着しているところを認められたことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、刺し網が置かれていたこと、魚が数匹あったこと及び船外機がチルトアップされていたことから、刺し網を揚収して漂泊中に船長が落水して溺死したものと考えられるが、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、本件係留場所で船長が乗船した後、刺し網を揚収して漂泊中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考</p>

	えられる。
再発防止策	今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の乗船者は、救命胴衣を着用すること。・ 防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を所持しておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

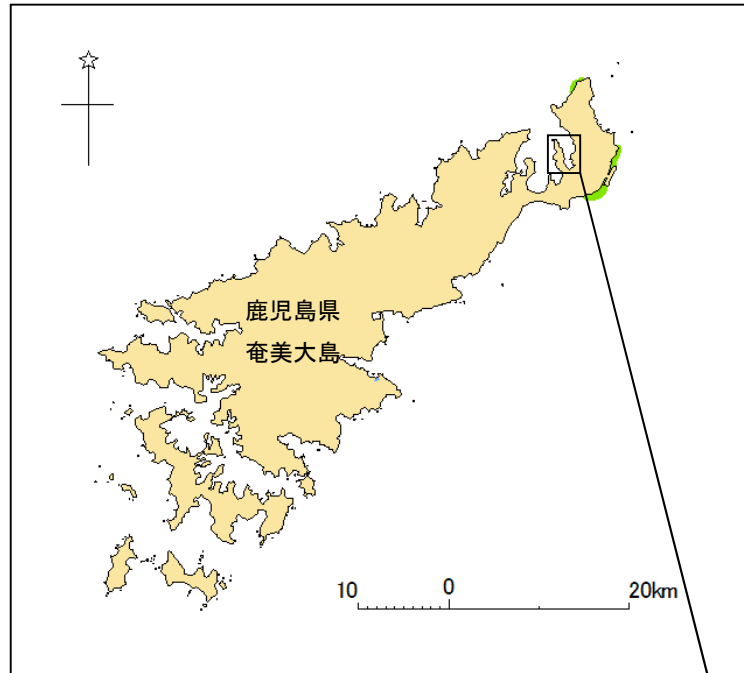




写真1 本船



写真2 本件係留場所



写真3 前肥田海岸

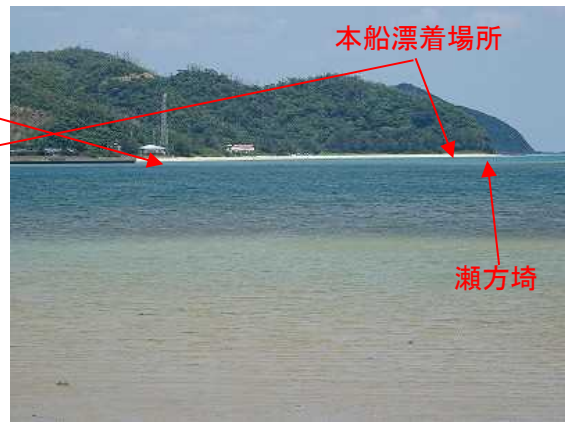


写真4 瀬方崎付近